【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書 【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年9月25日

【事業年度】 第36期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】キムラユニティー株式会社【英訳名】KIMURA UNITY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長木村 幸夫【本店の所在の場所】名古屋市中区錦三丁目8番32号

【電話番号】 052-962-7051 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 千賀 信次

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦三丁目8番32号

【電話番号】 052-962-7051 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 千賀 信次

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第36期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書において、記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(7) <省略>

(訂正後)

(1)~(7) <省略>

- (8) 取締役の定数等に関する定款の定め
 - ① 取締役の定数

当社は、取締役の定数については、10名以内とする旨を定めております。

② 取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする旨を定めております。

③ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任を行う旨、また、累積投票によらない旨を定 めております。

- (9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項
 - ① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法165条第2項の 規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定めており ます。

② 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議案件は、議決権を行使する株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めて おります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営 を円滑に行うことを目的とするものであります。